

令和8年度宮城県立秋保かがやき支援学校 高等部普通科入学者募集要項

宮城県立秋保かがやき支援学校

I 第一次募集

1 募集学科、学年及び定員

普通科 第1学年8名

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害（※1）がある者で、令和8年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

（※1）「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

（注）

- ① 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、宮城県立秋保かがやき支援学校高等部普通科を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。
- ② 通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会を設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付すること。

※特別支援学校を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けることとなっております。出願に際し、本校高等部普通科の教育相談を受けていない場合は、早急に御連絡ください。

3 出願制限

- （1）出願できる県立支援学校高等部は一つの学校に限るものとする。
- （2）県立支援学校高等学園及び秋保かがやき支援学校高等部産業技術科（以下「県立高等学園等」という。）の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園等のいずれかで第二次募集があった場合のその募集と秋保かがやき支援学校高等部普通科の第一次募集を併願することができる。
- （3）県立高等学園等の第二次募集に合格した場合は、秋保かがやき支援学校高等部普通科の第一次募集を受検することはできない。
- （4）秋保かがやき支援学校高等部普通科に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

4 出願手続

（1）出願書類

- ア 出願者一覧表（本校所定のもの、パソコン作成も可とする。）・・・・様式A
- イ 入学願書（本校所定のもので、手書きで記入する。）・・・・・・様式B
- ウ 調査書（本校所定のもの、パソコン作成も可とする。）・・・・・・様式C
- エ 顔写真1枚（上半身正面、無帽、最近3ヶ月以内に撮影したもの、縦4cm×横3cm、カラー、白黒問わず、写真の裏に氏名、学校名を記入すること。入学願書貼付写真とは別。）

該当する場合に提出するもの	
知的障害学級に在籍していない場合	①知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等） ②市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類を添付した市町村教育委員会教育長の証明書 ※①、②のいずれかの書類
県外からの出願の場合 （５ 県外からの出願参照）	特別支援学校高等部・専攻科出願承認書
調査書の内容に記入しきれない場合	副申書
郵送による出願の場合	長形３号の封筒１通（受検票送付用封筒）
選考結果及び合格通知の郵送を希望する場合	角形２号の封筒１通（結果通知書送付用封筒）

※療育手帳の写しは、表紙及び本人の欄だけでなく、次回判定日が分かる判定の記録欄も必要です。

（２）出願書類の受付

ア 出願期間

令和７年１２月１９日（金）から令和７年１２月２５日（木）までとする。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は、午前９時から午後４時までとする。

郵送する場合においても、令和７年１２月２５日（木）の午後４時まで必着のこと。

イ 提出方法

志願者は、３出願手続き（１）の出願書類を、出身学校の校長（以下「出身学校長」という。）を経て提出する。提出方法は、直接持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合には、簡易書留とし、封筒の表に「入学願書在中」と朱書きするとともに、次の受検票送付用封筒を（１）の出願書類に同封すること。

ウ 出願場所 宮城県立秋保かがやき支援学校 事務室

受検票送付用封筒

- ・長形３号（縦 235 mm×横 120 mm）とし、簡易書留速達郵便料金分の切手※を貼付すること。
- ・出身学校長名、住所、郵便番号を明記すること。
- ・出願者が複数いる場合でも返信用封筒は１通でよい。

《提出先》 〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙２０番地

宮城県立秋保かがやき支援学校長（入学者選考担当）宛

５ 県外からの出願

（１）出願資格と出願承認の申請

ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。

イ 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

ウ 他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和８年３月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和８年３月修了見込みの者。

エ 上記ア、イ、ウに該当し、やむを得ない理由により本校への入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を秋保かがやき支援学校長に提出し、承認を得なければならない。

※「やむを得ない理由」については、令和８年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項 P11 に記載してあるので参照のこと。

(2) 出願書類と出願承認手続

ア 出願承認のために必要な書類

- ①県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科支援学校高等学園出願承認願【様式第1号】
- ②本県の特別支援学校高等部に入学を志願する理由を証明する書類
(住居に関する証明書、転勤・在勤等を証明する書類等)

イ 出願承認手続きの受付期間

令和7年11月11日(火)から令和7年12月5日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)とする。なお、出願承認手続きは、遅延なく行うこと。

ウ 出願承認のために必要な書類を郵送する場合

「県外出願承認願在中」と朱書し、郵送すること。また、その際は、承認書送付用封筒(長形3号)1通に簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号を明記し、秋保かがやき支援学校長へ郵送すること。

エ 秋保かがやき支援学校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科支援学校高等学園出願承認願【様式第1号】を申請した者について審査の上、その理由が特にやむを得ないと認めたときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科支援学校高等学園出願承認書【様式第2号】を交付する。

オ 出願の承認を受けた者は、出願に際して、秋保かがやき支援学校長から交付された宮城県立特別支援学校高等部・専攻科支援学校高等学園承認書【様式第2号】を出願書類に添え、出身学校長を経て秋保かがやき支援学校長に提出すること。

6 出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科支援学校高等学園出願取消し届【様式第3号】により出身校長を経て、速やかに秋保かがやき支援学校長に届け出るとともに、受検票を返還する。なお、県立高等学園等第二次募集に合格した場合の取り消しの流れは、令和8年度宮城県立特別支援学校高等部(知的障害)入学者選考要項P23を参照すること。

7 入学者選考について

- (1) 日 時 令和8年1月15日(木) 午前9時30分から午前10時55分まで【1班】
午前8時30分から午前11時15分まで【2班】

※追検を実施する場合 令和8年1月19日(月)

- (2) 会 場 宮城県立秋保かがやき支援学校(仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙20番地)
電話番号: 022-354-8102

(3) 内 容

- ・普通科入学者選考に当たっては、生徒の実態に応じて【1班】【2班】に分けて、諸検査を実施する。
- ・主に重複障害生徒を対象とした自立活動中心の教育課程(A課程)履修予定者に対しては、面接検査を実施する。【1班】
- ・主に単一障害生徒を対象とした教科指導中心の教育課程(B課程)履修予定者に対しては、諸検査(総合学力検査と作業能力検査)と面接検査を実施する。【2班】

(4) 日 程

ア 令和8年度入学者選考検査日程（高等部普通科）【1班】

検 査 内 容	時 間
受 付	9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0
点呼及び学力検査上の諸注意（15分）	1 0 : 0 0 ~ 1 0 : 1 5
休憩 移動	1 0 : 1 5 ~ 1 0 : 2 5
面接検査（30分）※個別面接は1人10分	1 0 : 2 5 ~ 1 0 : 5 5
各諸検査終了	個別面接終了後、各自解散

※面接検査は、保護者同伴になります。

イ 令和8年度入学者選考検査日程（高等部普通科）【2班】

検 査 内 容	時 間
受 付	8 : 3 0 ~ 9 : 0 0
点呼及び学力検査上の諸注意（5分）	9 : 0 5 ~ 9 : 2 0
総合学力検査（15分）	9 : 3 0 ~ 9 : 4 5
休憩	9 : 4 5 ~ 9 : 5 5
作業能力検査（15分）	9 : 5 5 ~ 1 0 : 1 0
休憩 移動	1 0 : 1 0 ~ 1 0 : 2 5
面接検査（50分）※個別面接は1人10分	1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 5
各諸検査終了	個別面接終了後、各自解散

※面接検査は、保護者同伴になります。

(5) 選考方法

諸検査等の結果並びに調査書等の内容を総合的に判断し、秋保かがやき支援学校で教育を受けることが適切かどうかを総合的に検討し、選考する。

(6) 携行品

・受検票 ・鉛筆（シャープペンシル可） ・消しゴム ・定規 ・上履き

(7) 追検による選考の実施

ア 第一次募集選考日当日にやむを得ない事由により受検ができなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

イ 追検による選考は、第一次募集選考日当日に諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- | |
|-------------------------------|
| ① インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者 |
| ② その他やむを得ない事由のある者 |

ウ 第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一つでも受検した場合には、秋保かがやき支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

エ 追検による選考における諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

オ 実施上の手続きは以下のとおりとする。

- | |
|---|
| ① やむを得ない事由により諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡をする。 |
| ② 当該出身学校長は、追検による選考があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、秋保かがやき支援学校長へ電話等で連絡する。 |
| ③ 当該出身学校長は、令和8年1月16日（金）午後5時までに、追検による選考申請書【様式7号-1】に証明書類等を添付し、秋保かがやき支援学校長へ持参または郵送する。 |
| ④ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という。）を受理した秋保かがやき支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検証【様式第7号-2】を送付する。 |

- ⑤ 追検による選考を認められた出願者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考許可証の写しを受付で提示し受検する。

⑥ 追検による選考に関する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずメール等で送付し、その後、速やかに正式文書を持参または郵送することとする。

(8) 保護者へのお願い

- ア 受付時には、保護者が同伴すること。
- イ 受検者が携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等検査会場に持ち込むことできないことを事前に受検生本人と確認しておくこと。

8 合格者の発表及び通知

(1) 合格発表

- ア 日 時：令和8年1月21日（水） 午後3時
- イ 場 所：宮城県立秋保かがやき支援学校 正面玄関前
- ウ 発表方法：受検番号を掲示する。また、秋保かがやき支援学校ウェブページに合格者の受検番号を掲載する。電話等の問い合わせには対応しない。

(2) 合否結果通知書（入学手続きに関する書類を含む）

- ア 出身学校長を経て本人に通知する。
- イ 結果に係る通知書の郵送を希望する場合は、次の結果通知書送付用封筒を、出願書類に同封すること。

結果通知書送付用封筒

- ・ 角形2号（縦332mm×横240mm）とし、簡易書留速達郵便料金分の切手※を貼付すること。
 - ・ 出身学校長名、住所、郵便番号を明記すること。
 - ・ 出願者が複数いる場合でも返信用封筒は1通でよい。

9 入学者の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届【様式第4号】により出身学校長を経て秋保かがやき支援学校長に届け出ること。

10 学力検査教科別得点の簡易開示

入学者選考では、教科の学力検査は実施していないので、開示の対象とはならない。

11 その他

- (1) 諸検査及び面接検査等において、身体上のこと等で特に配慮を要する場合は、事前にその旨を秋保かがやき支援学校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、受検上の配慮申請書【様式第8号－1】を提出すること。
- (2) 出願書類（様式A～C）は秋保かがやき支援学校のウェブページからダウンロードすること。また、各種申請書類等については、令和8年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項を参照のこと。
- (3) 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付について
出身学校長は、合格した生徒に関する以下の資料を秋保かがやき支援学校長宛てに持参（親展文書）又は簡易書留親展文書にて郵送すること。期日は令和8年3月20日（金）までとする。
- ・ 指導要録抄本又は原本の写し
 - ・ 児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）
 - ・ 個別の教育支援計画の写し（中学3年生時に作成したもの）
 - ・ 個別の指導計画の写し（中学3年生時に作成したもの）
- } ※通常の学級に在籍の場合には不要
- (4) 入学者選考に関して不明な点は、下記担当まで問い合わせること。

Ⅱ 第二次募集

- 1 合格者数が募集定員に満たない場合について、第二次募集を行う。
- 2 第二次募集を行う場合、出願期間、選考方法及び合格者の発表日については、別に定め公表する。

【問合せ先】

宮城県立秋保かがやき支援学校

担当 主幹教諭 早見 和男
教 頭 秋葉 行

〒982-0241 仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙 20 番地

TEL : 022 (354) 8102 FAX : 022 (354) 8305

メールアドレス : akiu-kagayaki-kyomu@od.myswan.ne.jp

URL : <http://akiu-kagayaki.myswan.ed.jp/>

※ 【参考】 郵便料金

基本料金			速達	簡易書留	合計
定形郵便物	50 g 以内	110 円	300 円 (250 g まで)	350 円	760 円
定形外郵便物	50 g 以内	140 円			790 円
(規格内)	100 g 以内	180 円			830 円
	150 g 以内	270 円			920 円
	250 g 以内	320 円			970 円

(例 1) 郵送により出願する場合 (3 人出願する場合)

- ・長型 3 号封筒・・・・・・・・・・約 10g
- ・中学校宛ての通知 (2 枚)・・・・約 4 g × 2 = 8 g
- ・受検票・・・・・・・・・・約 2 g × 3 = 6 g

計約 24 g → 簡易書留速達料金 760 円

(例 2) 可否通知書の郵送を希望する場合 (2 人出願する場合)

- ・角型 2 号封筒・・・・・・・・・・約 20g
- ・中学校宛ての通知 (3 枚)・・・・約 4 g × 3 = 12g
- ・受検生及び保護者宛の通知等・・・・約 45 g × 2 = 90g

計約 122g → 簡易書留速達料金 920 円